

## 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定要領

制 定：平成 12 年 8 月 3 日

最終改正：令和 5 年 1 月 4 日

### 1 目 的

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）」附則第 3 条第 2 項の規定により従前の例よることとされる附則第 2 条の規定による廃止前の「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号。以下「旧法」という。）」第 4 条第 1 項の認定（旧法第 5 条第 1 項の変更の認定を含む。）を受けている持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の認定の取消し及び報告徴収については、この要領の定めるところによる。

### 2 導入計画の認定等

総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）は、認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）を認定農業者台帳（別記第 10 号様式）に記入の上、保管するものとする。

### 3 導入計画の認定の取消し

#### （1）総合振興局長等は、認定農業者が

導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする。

#### （2）総合振興局長等は、導入計画の認定を取り消す場合、その旨を認定農業者、市町村長、農業協同組合の長（農業協同組合の組合員のみ）及び農業改良普及センター所長又は支所長（以下「普及センター所長等」という。）へ通知するものとする。

### 4 報告徴収

総合振興局長等は必要に応じ認定農業者に対し、認定導入計画の実施状況について、報告を求めることができる。

### 5 導入計画の指導等

総合振興局長等は、市町村長、農業協同組合の長及び普及センター所長等関係機関、団体と十分連携して、申請者に対して、導入計画の策定及び認定導入計画が達成されるよう積極的に必要な助言・指導に努めるものとする。

### 6 その他

この要領に定めのない事項は、別途、北海道農政部食の安全推進監が定める。

#### 附則

この要領は、平成 12 年 8 月 3 日から適用する。

この要領は、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 24 年 6 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 27 年 8 月 27 日から適用する。

この要領は、令和 2 年 12 月 24 日から適用する。

この要領は、令和 5 年 1 月 4 日から適用する。

(別記第 1 号様式) 削除  
(別記第 2 号様式) 削除  
(別記第 3 号様式) 削除  
(別記第 4 号様式) 削除  
(別記第 5 号様式) 削除  
(別記第 6 号様式) 削除  
(別記第 7 号様式) 削除  
(別記第 8 号様式) 削除  
(別記第 9 号様式) 削除

